

第39号議案

長崎市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

目次

	ページ
1 条例改正の背景	2
2 布設工事監督者の資格要件の改正	2～3
3 水道技術管理者の資格要件の改正	4～5
4 施行期日	6
5 新旧対照表	6～9

上下水道局
令和7年2月

1 条例改正の背景（職員数の減少）

水道事業に携わる職員数の減少に伴い、必要な技術者の確保が困難になっていることから、国が布設工事監督者※1及び水道技術管理者※2の資格要件を見直したことを踏まえ、長崎市におけるそれらの資格要件を国と同様に改正することとしたもの。

※1 布設工事監督者とは、水道の布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う者

・ここでいう「布設工事」とは単純な管路更新といった土木工事ではなく、「水道施設の新設」や「浄水処理に係る施設の増築や大規模な改造」など施工方法によっては水道水の水質に影響を与える工事をいう。

※2 水道技術管理者とは、水道の管理についての技術上の業務（水道法に基づく水質検査、水道施設や給水装置が基準に適合しているかどうかの検査等）を監督する者

2 布設工事監督者の資格要件の改正

（1）布設工事監督者の資格要件

布設工事を行うに当たっては、土木工事に係る知識だけではなく、水質確保の観点から水道・衛生工学に関する知識も不可欠であることを鑑み、その資格要件には、学位等で得られる土木や水道・衛生工学の知識に応じて、必要とする実務経験年数（最長で10年以上）を設定している。

（2）資格要件の主な見直し

ア 区分の新設

- ・これまでの土木工学等に加え、機械工学科（機械科）若しくは電気工学科（電気科）又はこれらに相当する課程を修めて卒業したことを資格要件の区分として新設
- ・これまでの技術士（上下水道部門）に加え、1級土木施工管理技士等を資格要件の区分として新設

イ 必要とされる実務経験年数の見直し

- ・ これまでは、必要とされる技術上の実務経験年数の全てが水道に関するものである必要があったが、見直し後は、水道の関連分野（工業用水道、下水道、道路及び河川）の実務経験年数をその半分まで算入することを可能とした。

(3) 布設工事監督者の資格要件（改正前・改正後）

改正前

分類		技術上の実務経験
大学卒業	土木工学科又はこれに相当する課程	衛生工学又は水道工学を履修 2年以上
		上記以外を履修 3年以上
	新設	
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程	5年以上
	新設	
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程	7年以上
	新設	
新設		
衛生工学又は水道工学を 大学院研究科で1年以上 専攻又は大学の専攻科で 修了	土木工学科又はこれらに相当する課程を 修了して大学卒業	1年以上
	土木工学科又はこれらに相当する課程を 修了して短期大学等卒業	2年以上
水道の工事に関する技術上の実務経験のみ		10年以上
技術士上下水道部門2次試験合格		1年以上
新設		

改正後

分類		技術上の実務経験
大学卒業	土木工学科又はこれに相当する課程	削除 -
		削除 3年以上
	機械工学科・電気工学科又はこれに相当する課程	4年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程	5年以上
	機械科・電気科又はこれに相当する課程	6年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程	7年以上
	機械科・電気科又はこれに相当する課程	8年以上
外国において上記それぞれに相当する学校・課程と同等以上に修得		上記それぞれに該当する年数以上
衛生工学又は水道工学を 大学院研究科で1年以上 専攻又は大学の専攻科で 修了	土木工学科、機械工学科、電気工学科又はこれらに相当する課程を修了して大学卒業	2年以上
	土木工学科、機械工学科、電気工学科又はこれらに相当する課程を修了して短期大学等卒業	3年以上
水道、下水道、道路等の工事に関する技術上の実務経験のみ		10年以上
技術士上下水道部門2次試験合格		1年以上
1級土木施工管理技士		3年以上

※実務経験年数の少なくとも半分は水道に関する実務経験を必要とし、残りの実務経験年数には、工業用水・下水道・道路及び河川分野の経験についても算入可能

3 水道技術管理者の資格要件の改正

(1) 水道技術管理者の資格要件

水道技術管理者は、水質・衛生等の基準順守や給水の緊急停止の判断等の技術上の責任者であり、土木等に限らず種々の知識等が求められることを踏まえ、その資格要件には、学位等で得られる知識等を総合的に勘案して、必要とする実務経験年数（最長で10年以上）を設定している。

(2) 資格要件の主な見直し

ア 必要とされる実務経験年数の見直し

学歴ごとの区分を「① 工学のうち土木工学科、土木科、又はこれに相当する課程」、「② ①以外の工学、理学、農学、医学、薬学、又はこれらに相当する課程」、「③ ①②以外の課程」に見直し、必要とする実務経験年数を新たに設定

イ 区分の新設

技術士（上下水道部門）、1級土木施工管理技士等を資格要件の区分として新設

(3) 水道技術管理者の資格要件（改正前・改正後）

改正前

分類		技術上の実務経験
布設工事監督者の資格を有するもの		不要
大学卒業	新設	
	① 土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する 学科目 又はこれらに相当する 学科目	4年以上
	② 工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する 学科目 又はこれらに相当する 学科目 以外の 学科目	5年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	新設	
	① 土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する 学科目 又はこれらに相当する 学科目	6年以上
	② 工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する 学科目 又はこれらに相当する 学科目 以外の 学科目	7年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	新設	
	① 土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する 学科目 又はこれらに相当する 学科目	8年以上
	② 工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する 学科目 又はこれらに相当する 学科目 以外の 学科目	9年以上
新設		
水道の工事に関する技術上の実務経験のみ		10年以上
国土交通大臣の登録を受けたものが行う講習の課程を修了		不要
新設		
新設		



改正後

分類		技術上の実務経験
削除		
大学卒業	① 工学のうち土木工学科、土木科又はこれに相当する 課程	3年以上
	② ①以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する 課程 又はこれらに相当する 課程	4年以上
	③ ①②以外の 課程	5年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	① 工学のうち土木工学科、土木科又はこれに相当する 課程	5年以上
	② ①以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する 課程 又はこれらに相当する 課程	6年以上
	③ ①②以外の 課程	7年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	① 工学のうち土木工学科、土木科又はこれに相当する 課程	7年以上
	② ①以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する 課程 又はこれらに相当する 課程	8年以上
	③ ①②以外の 課程	9年以上
外国において上記それぞれに相当する学校・課程と同等以上に修得		上記それぞれに該当する年数以上
水道の工事に関する技術上の実務経験のみ		10年以上
国土交通大臣の登録を受けたものが行う講習の課程を修了		不要
技術士上下水道部門 2次試験合格		1年以上
1級土木施工管理技士		3年以上

4 施行期日 令和7年4月1日

5 新旧対照表

○長崎市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例

改正後	改正前
<p>(水道の布設工事及び布設工事監督者の資格)</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2 水道法第12条第2項の規定に基づき条例で定める水道の布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において<u>土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校<u>(以下「短期大学等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後、<u>次号において同じ。</u>)、5年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p>	<p>(水道の布設工事及び布設工事監督者の資格)</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2 水道法第12条第2項の規定に基づき条例で定める水道の布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の<u>土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、</u>又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において<u>土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

る。)

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（以下「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。）

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(7) 10年以上水道等の工事にに関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事にに関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年

〔新設〕

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

〔新設〕

(5) 10年以上水道の工事にに関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と

数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第11条 水道法第19条第3項の規定に基づき条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第2項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者にあつては3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）にあつては5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者にあつては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第2項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者にあつて

同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

〔新設〕

（水道技術管理者の資格）

第11条 水道法第19条第3項の規定に基づき条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第2項の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上、同項第3号に規定する学校

は4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）にあつては6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 〔略〕

(4) 前条第2項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校の卒業者にあつては5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）にあつては7年以上、同項第5号に規定する学校の卒業者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 〔略〕

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）にあつては6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 〔略〕

(4) 前条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校の卒業者にあつては5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）にあつては7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕